

「消費税法改正に伴うプライバシーマーク付与に係る料金の変更について」

2016年11月の税制改正により、消費税率は2019年10月1日から、10%に引き上げられることとなりました。これに従い、プライバシーマーク付与に係る料金が変わりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いいたします。

1. 申請料、審査料および付与登録料について

事業者の皆さまにご負担いただきます申請料、審査料および付与登録料※は、次のように変更になりますので、ご確認ください。（※参考：付与登録料は、JIPDECへの支払いとなります。）

現行の料金表				単位：円（消費税8%込）		
種別	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
付与登録料※	51,429	102,858	205,715	51,429	102,858	205,715
合計	308,573	617,144	1,234,286	226,286	462,859	925,715

消費税改正後の料金表				単位：円（消費税10%込）		
種別	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382
審査料	209,524	471,429	995,238	125,714	314,286	680,952
付与登録料※	52,382	104,762	209,524	52,382	104,762	209,524
合計	314,288	628,573	1,257,144	230,478	471,430	942,858

注) 本体価格と改正後の料金

本体価格は、現行の総額表示額に（100/108）を乗じて、1円未満を切り上げて算出しています。

また、消費税法改正後の料金は、この本体価格に（1.1）を乗じた結果の1円未満を切り捨てて算出しています。

例：小規模審査料 205,715 円の場合。

本体価格： 205,715 円 × (100/108) = 190,476 円 85 銭 → 190,477 円

改正後の申請料： 190,477 円 × 1.1 = 209,524 円 7 銭 → 209,524 円

各料金（①申請料、②審査料、③付与登録料※）に適用される消費税率は、それぞれの基準日によって異なりますので、ご確認ください。

<基準日>

- ① 申請料：受付日
- ② 審査料：現地審査日

[参考：付与登録料の支払い詳細は JIPDEC のホームページをご確認ください]

③-1 付与登録料※（新規）の場合：付与適格決定日

③-2 付与登録料※（更新）の場合：付与適格決定日と有効期間開始日の組み合わせ

注）付与適格決定日：文書審査および現地審査の結果に基づき、審査機関（JADAC）がプライバシーマーク付与適格性の有無を決定した日です。

申請料、審査料の詳細を、次の表に示します。

(①申請料)

種別	受付日	消費税率
申請料	2019年9月30日まで	8%
	2019年10月1日以降	10%

注）受付日：申請受付窓口で申請書類を受け取った日、もしくは、郵送等で申請書類の送付手続きを完了した日です（郵送の場合は消印、その他の場合は受付印で確認します）。

(②審査料)

種別	現地審査日	消費税率
審査料	2019年9月30日まで	8%
	2019年10月1日以降	10%

注）現地審査日：現地審査が終了した日です。なお、現地審査が2日以上にわたって実施された場合はその最終日です

2. 再現地審査の費用について

現地審査後、事業者の事業内容又は実施体制に著しい変更が生じた場合、必要に応じ実施させていただき再現地審査の費用は次のように変更になります。

再現地審査の費用に適用される消費税率の基準日は、再現地審査日になります。

単位：円

科目	現行料金（消費税 8%込）	消費税法改正後の料金（消費税 10%込）
基本料金	51,429	52,382
時間単価/人	20,571	20,952
合計	（基本料金）＋（時間単価/人 × 審査時間 × 審査人数）	

3. 皆様へのご連絡

当協会では、申請料と審査料を合算した請求書を発行し、現地審査前までのお支払いをお願いしています。

今回、10月1日の消費税率変更に伴い、8月9日から9月30日までは、次のように請求書を発行します。

1. 請求書の発行時に現地審査日が10月1日以降に決定している場合

→申請料：8%、審査料：10%

2. 請求書の発行時に現地審査日が未定、もしくは、9月30日までに決定している場合

→申請料：8%、審査料：8%

※現地審査日程を変更した場合も含め、現地審査を10月1日以降に実施した場合は、増税による差額を現地審査終了後に追加請求します。

皆様にはお手数をおかけしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

4. 本件に関するお問合せ先

一般財団法人日本データ通信協会（JADAC）

Pマーク審査部

TEL：03-5907-3809 FAX：03-3910-8088

電子メール：Webサイト「お問合せ」をご利用ください。

<https://www.dekyo.or.jp/pmark/contents/contact/consent.html>

以上